

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二五
○福島県事務委任規則の一部を改正する規則	二五
訓 令	二五
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	二五
告 示	二六
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	二六
○県営土地改良事業計画を変更した件	二六
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件	二七
○都市再開発法により市街地再開発組合の設立を認可した件	二七
○建築物に係る一団地の区域認定を取り消した件	二七
公 告	二八
○落札者を決定した件	二八

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第八号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第六号中(24)を(26)とし、(17)から(23)までを(19)から(25)までとし、(16)の次に次のように加える。

(18) 第四十八条第十六項第一号及び第二号の規定による許可

第十五条第六号中(16)を(17)とし、(8)から(15)までを(9)から(16)までとし、(7)の次に次のように加える。

- (8) 第九条の四の規定による指導及び助言
- 第十五条第六号に次のように加える。
- (27) 第八十七条の二第一項の規定による認定
- (28) 第八十七条の三第三項及び第五項の規定による許可

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第二号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の8の表建築総室の部建築指導課の項中1の(8)を1の(9)とし、1の(7)の次に次のように加える。

- (8) 第87条の3第3項及び第5項の規定による許可

附 則

この訓令は、令和元年七月九日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第四百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年七月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業

労政課に備え置いて縦覧に供する。
令和元年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークベニマル小名浜店 福島県いわき市小名浜愛宕町七番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、太田地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和元年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年七月十日から
同 月二十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和元年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小川雪子 成田ミキ 石川清水 本田覚次郎 佐藤ハル 佐藤孝徳 遠藤芳男 山浦清治 山家洋一 山家ヨシミ 城戸松太郎 佐藤清次郎 山浦政文 本田忠吉 鈴木茂 本田勇 本田四郎吉 渡部九平 福島石造 吉川吉太郎 遠藤徳太 遠藤久吉 小山寅松 山浦林太郎 川原田常太郎 渡部ヨイ 福島長次 渡部宇三郎 山浦長治 渡川吉太郎 松田久馬 尾崎林太郎 遠藤久意 遠藤源吉 山家勝三郎 川原田福次郎 星勘次 尾崎亀太郎 星旦次郎 遠藤銀松 遠藤長作 山浦寅次

郎 遠藤興三郎 町田勝寿 山浦重吉 山浦鉄三郎 渡部九平 渡部善三郎 山浦清四郎 渡部鶴太 菅井善太郎 本田清壽 小山辰次郎 福島善十郎 本田市太 福島又造 福島石造 渡部林三郎 渡部長一 山浦寅吉 川原田常太郎 山浦留四郎 渡部定吉 山浦宇傳次 松本文六 渡部長一 山浦寅吉 川原田常太郎 星直四郎 星勝太郎 遠藤水治 遠藤重太 町田勝寛 渡川忠八 山浦清作 山浦清次郎 山浦吉之助 福島善八 渡部勝義 本田熊吉 菅井與五郎 星吉五郎 山浦政文 渡部幸作 福島又吉

- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年農林水産省告示第二十号)によること。
(森林保全課)

福島県告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和元年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
安部光英 増井俊英 増井左五郎 増井左五郎 増井吉四郎 増井長五郎 増井善治 島影マン 増井義衛 長谷川清 高橋武雄
- 二 通知の内容の要旨

(森林保全課)

福島県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和元年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部章栄 長谷川覚太郎 渡部岩松 横山春吉
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十一年農林水産省告示第七百八十号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百四十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立について、次のとおり認可した。
令和元年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 組合の名称
いわき駅並木通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和元年七月九日から令和四年三月三十一日まで
- 三 施行地区
いわき市平字田町の一部の区域
- 四 事務所の所在地
いわき市平字材木町四十六番地
- 五 設立認可の年月日
令和元年七月九日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行うものとし、特に必要があるときは、官報等に掲載して行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和元年八月七日

(まちづくり推進課)

福島県告示第四百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定により、次のとおり認定を取り消した。
令和元年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 認定年月日及び認定番号

- 平成十一年四月二日 福島県指令若建第五〇五七号
- 認定を取り消した一団地の区域
会津若松市一箕町松長一丁目二七番二、一七番六二及び一七番六三
- 認定取消年月日
令和元年六月十八日

(建築指導課)

公 告

公告第60号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年7月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン（県立学校等用） 1,492台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
86,368,896円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年5月7日

（入札用度課）